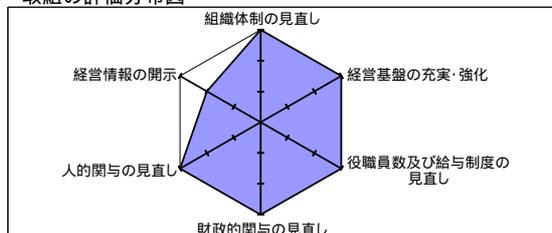


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価: 十分達成している】

平成18年度から本部機構を見直し、企画部門の充実を図った。また、昨年10月より窓口業務の合理化と効率化を図るため、宇摩支所を新居浜支所に統合し、4月からは保証、管理課の二課制とし、権限の一部委譲により、事務の迅速化を図った。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価: 十分達成している】

平成18年度決算においても前期以上の利益を計上(4億8千万円)しており、基本財産造成中であり経営基盤の確保が図られている。

【18年度2次評価に対する対応】

(2次評価: 更に関係機関と連携して利用者への周知を図るほか、迅速かつ柔軟な処理により、保証利用度の向上を図ること。)

19年7月より独自商品の「小口連携保証(トリアック1500)」について、新たに商工会を連携先として保証取扱を始めるとともに、新規開拓の目標を設定するなど利用度の向上に取り組むこととしている。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している】

計画どおりの実績であった。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

出捐金については、17年度から国補助金が信用保証協会への直接補助となったことに伴い、見直しを行っている。保証料補助金については、県融資制度保証料率の低減措置に伴う信用保証協会への減収補填であり、県制度融資利用企業の負担軽減を図るものであるため、19年度も引き続き実施する。また、損失補償金についても県制度の創業関係資金「新事業創出支援資金」における代位弁済による信用保証協会の損失補填であり、当該資金の円滑な貸付を推進するため、19年度も引き続き実施する。

(2) 人的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

現在、役員24名のうち、県関係者(OB)が理事2名(会長、専務理事)となっているが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が知事に委任されており、日常監督は知事が行っていることから、県の関与は必要であるが、人的関与は最小限とすることとし、県関係者は19年度においても現状の2名にとどめる。また主務省の監督指針では、常勤役員については県関係者からの選任者を半数以内にとどめるものとされていることから、昨年9月にプロパー理事1名を登用し、常勤役員は県関係者(OB)2名とプロパー2名体制となっている。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: ある程度達成している】

19年度経営計画を協会のホームページ及び機関誌「保証月報」にて開示済みである。

【18年度2次評価に対する対応】

(2次評価: なお一層、県民への説明責任を果たすために、決算情報なども積極的な開示が望まれる。)

平成19年度より、外部評価委員会による前年度経営計画の評価を受け、その内容を公表することになっており、経営の透明性を向上させ、対外的な説明責任を果たしている。

4 総合的評価

組織体制は18年4月から本部機構の見直しを行い企画部門の充実を図るとともに、18年10月から窓口業務の合理化と効率化を図るため、宇摩支所を新居浜支所に統合し、19年4月からは、保証、管理課の二課制として、権限の一部委譲により、事務の迅速化を図った。

経営基盤は18年度決算においても前期以上の利益を計上(4億8千万円)しており、経営基盤の確保が図られており、19年7月からは独自商品の「小口連携保証(トリアック1500)」について、新たに商工会を連携先として保証取扱を始めるとともに、新規開拓の目標を設置するなど利用度の向上に取り組むこととしている。

役職員数及び給与制度の見直しは計画どおりの実績である。

県関与の適正化に向けた取組みについては財政的関与、人的関与ともに計画どおりとなっている。

経営情報等の積極的な開示については、19年度経営計画を協会のホームページ及び機関誌にて開示するなどある程度達成しており、外部評価委員会を設置して前年度経営計画の評価を受け、その内容を公表することとしており、全般的に計画どおり改革が実施できている。